

## 日本醸造学会若手の会 会則

日本醸造学会 若手の会は、この会の目的と活動に賛同する日本醸造学会の会員有志によって構成される分科会（部会）として、醸造学に携わる若手相互の交流を積極的に進め、もって醸造学の研究を活性化するとともに、研究成果を社会や醸造学研究を担う学生たちに還元するための活動を行う。また、醸造学を学ぶ世界各国の若手研究者等との積極的な交流をはかる。かかる活動を通して、醸造学の進歩と日本醸造学会の発展のために積極的に寄与していきたい。

第1条（名称） この会は、日本醸造学会 若手の会（以下、本会と略称する）と称し、事務局を日本醸造学会内（東京都北区滝野川2丁目6番30号）に置く。

第2条（会員） 日本醸造学会の会員のうち、本会の主旨に賛同する研究者、技術者、学生、又は醸造企業等において醸造学に興味をもつ経営者もしくは社員であって、本会主催のイベントに参加するか、本会に入会の意志を持って登録することにより会員となることができる。

2 前項に定める会員になることについては、年齢に制限を定めない。

第3条（目的及び活動） 醸造学に携わる若手相互のさまざまな交流を積極的に推し進めることによって、醸造に関する研究を活性化するとともに、研究成果を積極的に社会や醸造学を志す学生等に還元する。もって、醸造学の発展と関連する分野の研究者の裾野を拡大することを目的に、次項に掲げる活動を行う。

2 本会は、次に掲げる活動を行う。

(1) 若手シンポジウムおよび総会の開催

(2) 会員相互の交流のための合宿とスチューデントサイエンティストプログラムの開催。ここでいうスチューデントサイエンティストプログラムとは、大学生を対象に醸造研究、醸造産業の普及を行うための活動をいう。

(3) 将来の醸造学に必要なと考えられる事項を幅広く研究し、その成果を日本醸造学会及び関連団体等へ提言する。

(4) 前号までに掲げる活動において顕著な成果と認められる事績を挙げた者については、さらなるインセンティブを高揚する目的でこの者を表彰することができる。

(5) 本会の目的及び活動に対して貢献した者を表彰することができる。なお、本号及び前号の実施については、別に実施要領を定める。

(6) 情報交換のためのホームページ等の運営

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動で、醸造学会長が認めたもの。

第4条（会員の責務） 1 会員は、本会が開催する各種イベントに積極的に参加し、

その運営に積極的な役割を果たすことができる。

- 2 会員は、それぞれの所属機関、地域社会などにおいて、会員もしくは若手研究者相互の交流や研究成果の社会還元等のための活動を積極的に行なうよう努めるとともに、相互に協力し合わなければならない。

第5条（会費） 入会費・年会費等は徴収しない。ただし、合宿等のイベントへの参加費は実費を負担するものとする。なお、本会の活動資金の一部は日本醸造学会からの援助による。

- 2 必要に応じて賛助金等を受け入れることを妨げない。

第6条（総会） 総会は、若手シンポジウムの期間内に開催することを原則とし、事業計画及び予算、事業報告及び決算、会則の変更等の事項について決議する。なお、総会は出席者の過半数によって決し、可否同数の時は運営委員長もしくは総会で指名される議長の決裁による。

- 2 総会に附議される議案は、運営委員会の指示により会員が書面もしくは電磁的記録によって、個別に賛否を表して総会決議に代えることができる。

- 3 総会の議事については、議事録を作成し、議案書とともに学会長に報告する。

第7条（運営委員会等） 本会の運営のために運営委員7人以上15人以内をおく。

- 2 運営委員は、会員の互選により選出し、学会長が依嘱する。

- 3 運営委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

- 4 運営委員は運営委員会を構成する。

- 5 運営委員の内の1人を本会の代表権を有する運営委員長とする。運営委員長は運営委員の互選により選出する。

- 6 本会の経理を担当させるために運営委員会に会計1人を置く。会計は運営委員長が指名する。

第8条（会計監査役） 本会の会計を監査するため、会計監査役を置く。会計監査役は会員の互選により選出し、学会長が委嘱する。

- 2 会計監査役は、会計年度（4月～3月）が終了した後、会計監査を行い、その結果を1ヶ月以内に会員及び学会長に報告しなければならない。

- 3 会計監査役の任期は2年とし、再選を妨げない。

第9条（実行委員会の設置） 本会の目的及び活動を効率的に運営するため、必要に応じて研究部会及び実行委員会を組織することが出来る。研究部会及び実行委員会を組織する実行委員等は運営委員の推薦により運営委員長が任命する。

第10条（会則の改正） この会則の改正は、会員の発議により総会出席者の過半数の賛成を得た上で行い、学会長の承認を受けて発効する。

## 附則

- 1 本会則は学会長の承認を受けた日（平成21年7月8日）より施行する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、本会発足時の運営委員には学会長の委嘱を受けて下記の発起人があたる。その任期は、規定によって新たな運営委員が選出されるまでの期間、あるいは本会則の発効後2年間のいずれか短い期間とする。  
岩下和裕、金井宗良（以上、独立行政法人酒類総合研究所）、堤 浩子（月桂冠株式会社）、高橋俊成（菊正宗酒造株式会社）、杉本利和（アサヒビール株式会社）、中尾嘉宏（サントリー酒類株式会社）、高橋 理（財団法人野田産業科学研究所）
- 3 一部改正 平成21年9月19日
- 4 一部改正 （第3条第2項第4、5号及び第7号を追加） 平成26年10月9日